

NEXT でんき 重要事項説明書

1)小売電気事業者の名称 及び住所

・HTB エナジー株式会社  
長崎県佐世保市ハウステンボス町 1-1

2)小売電気事業者の登録番号

・A0172

3)お客様からの苦情や問い合わせに应付するための連絡先及び対応時間

・電話番号： 0120-888-982 受付時:10 時~19 時 ※年末年始・弊社指定休日を除く  
・メールアドレス： info@next-bb.co.jp/

4)取次事業者の問い合わせ先

・株式会社 NEXT BB  
〒541-0035  
大阪府大阪市中央区南本町 2-2-3 本町 UNICO ビル 4F

5)小売供給契約の申込方法

・インターネット等を通じての申込、書面等による申込、電話等を通じての申込が可能です。

6)小売供給開始の予定年月日

・他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続を完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

・当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

7)契約の成立日

・需給契約は、申込みを受け、一般送配電事業者の切替手続き完了後、当社が承諾したときに成立いたします。

8)小売供給にかかる料金及び当該料金の算定方法

料金には、基本料金、従量料金、燃料費調整額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、料金等という。)を加算します。

(詳しくは、"NEXT でんき約款"でご確認いただけます)

9)料金等のお支払い方法

・口座振替払い、クレジットカード払い、コンビニ払い、もしくは銀行振り込みの方法によります。

## 10) 工事費にかかる事項

### ① 工事負担金

- ・お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとまなわないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。

### ② 工事費負担金の申受及び精算

- ・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

### ③ 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

- ・供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。
- ・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

## 11) その他ご負担いただく費用

- ・お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。なお支払期日から 10 歴日の間は、延滞利息は発生しないものといたします。
- ・口座振替払いの場合は、当社指定の様式にてお申込みいただきます。お申込みいただいてから口座振替の開始までは、1~2 ヶ月程度かかることがあります。口座振替の手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法でのお支払いとなります。支払期日は、毎月 27 日といたします。ただし、27 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。ただし初回の支払いより指定のない場合は「コンビニ支払い」、または「銀行振り込みによるお支払」とさせていただきます。
- ・コンビニエンス払いの場合は、「コンビニエンス払い請求書発行手数料」として 300 円/通(税抜)を、料金等とは別にお支払いいただきます。お控えは領収書を兼ねておりますので大切に保管ください。当社からお客様に払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から 30 日以内といたします。
- ・銀行振り込みによるお支払いの場合は、「銀行振り込み請求書発行手数料」として 300 円/通(税抜)を、料金等とは別にお支払いいただきます。なお、振り込み手数料はお客様負担といたします。
- ・料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。

## 12) 契約電圧や契約電流

- ・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトです。
- ・周波数は50ヘルツまたは60ヘルツです。

## 13) 使用電力量の計測及び料金算定方法

### ① 使用電力量の計測

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものいたします。  
計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。

## ②料金算定方法

- ・料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合
- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとする。

## 14)契約期間

- ・契約期間は契約の効力発生日を基準とし、1年後の応当日といたします。お客様または弊社より申し出が無い限り同一条件で以降1年間毎の自動更新とします。

## 15)解約(強制解約含む)及び乗り換え

- ・解約については、NEXT でんきお客様センターへ電話でのお申込みのみ受け付けます。
- ・NEXT でんき以外の小売電気事業者へ乗り換えの場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、乗り換えにかかる各種説明事項をご案内するため、NEXT でんきお客様センターへお電話ください。乗り換えされた場合でも、お客様と弊社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
- ・2年未満での解約、及び乗り換えの場合、以下の場合を除き「解約違約金」として、9,250円(税抜)を料金等とは別にお支払いいただきます。

### ①お引越しの場合

### ②自然災害等の不可抗力により、当社からお客様に電気を供給できない状態になり、解約にいたった場合

- ・お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがあります。

イ お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。

ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合

ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合

ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合

ホ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ヘ 当社及び一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト 電気の使用にともなうお客様の協力が得られない場合

チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合

- ・お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料200円(1通あたり)をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

ニ その他お客様が約款に違反した場合

・お客様が、需給契約の廃止による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

## 16)お客様側の調査・保安等に関するご協力

### ①調査に関するご協力

・お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。

・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

### ②保安等に関するご協力

・ 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。

この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

## 17)反社会的勢力ではないことの表明・保証

お客様には、需給契約締結時点及び将来にわたり、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)

ロ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)

ハ 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)

ニ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

ホ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

ハ 特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)

ト その他前各号に準ずる者

当社は、お客様が前述イ〜トに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

## 18)電気の使用方法

お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客様の負担で必要な対策を行って電気を使用させていただきます。

## 19)その他

- ・お客様が契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して弊社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

### ◆クーリング・オフに関するお知らせ

(法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。)

イ お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を弊社受付窓口に送付いただいた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」いいます。)ができ、その効力はおお客様が書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。

ロ この場合、

- ① お客様は違約金および損害賠償の支払いを請求されることはありません。
- ② すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
- ③ お客様が既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額返還を受けることができます。
- ④ お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

ハ 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

ニ クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称:株式会社 NEXT BB 受付窓口

住所:〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-2-3 本間町 UNICO ビル 4F